23神広監第11号 平成23年7月25日

神奈川県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 阿 部 孝 夫 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 森 高繁

監查委員職務執行者 吉原 訓

平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する第23 3条第2項の規定により審査に付された平成22年度神奈川県後期高齢者医療 広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政 令で定める書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出す る。

# 平成22年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計・後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算審査意見書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算の審査意見

# 第1 審査の対象

- (1) 一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- (2) 一般会計·後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- (3) 一般会計・後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書
- (4) 財産に関する調書

# 第2 審査の期間

平成23年6月1日から平成23年7月25日まで

# 第3 審査の方法

平成22年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算の審査に当たっては、監査実施計画書に基づき、決算計数が正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかといった点を検証するため、関係帳票類との照合等を行うとともに、必要に応じて関係職員に資料提出や説明を求め、さらに例月現金出納検査の提出資料も参考にして審査した。

#### 第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書 及び財産に関する調書の計数は、いずれも正確であると認められた。

歳入歳出予算の執行は、全体としては適正かつ効率的に施行されていると認められた。

# 第5 審査の概要

1 歳入歳出決算書及び同事項別明細書の審査

# (1) 総括

# ア 決算状況

平成22年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位:円)

	区分	予算現額	歳入	歳出	歳入歳出差引額
	総額	610,757,107,000	610,998,988,339	608,753,421,418	2,245,566,921
内	一般会計	2,170,855,000	2,170,675,820	1,970,345,062	200,330,758
訳	後期高齢者 医療特別会計	608,586,252,000	608,828,312,519	606,783,076,356	2,045,236,163

本年度は、予算現額 610,757,107,000円に対し

歳 入 610,998,988,339円 (予算現額に対する割合 100.04%)

歳 出 608,753,421,418円 (予算現額に対する割合 99.67%)

差引額は 2,245,566,921円 である。

# イ 前年度との比較

決算収支の前年度との比較は、次表のとおりである。

決算収支年度別比較表

(単位:円・%)

	区分	平成22年度	平成21年度	増減額	増減率
	歳入	歳入 610,998,988,339		37,472,013,556	6.53
	歳出	608,753,421,418	557,676,387,373	51,077,034,045	9.16
歳	入歳出差引額 A	2,245,566,921	15,850,587,410	△ 13,605,020,489	△ 85.83
内	一般会計	200,330,758	360,898,494	$\triangle 160,567,736$	△ 44.49
訳	後期高齢者医療 特別会計	2,045,236,163	15,489,688,916	△ 13,444,452,753	△ 86.80
32	年度に繰り越すべき 財源 B	0	0	0	-
内	一般会計	0	0	0	-
訳	後期高齢者医療 特別会計	0	0	0	-
	実質収支 C(=A-B)	2,245,566,921	15,850,587,410	△ 13,605,020,489	△ 85.83
	単年度収支 C-(前年度C)	△13,605,020,489	7,857,884,890	$\triangle$ 21,462,905,379	△273.14

(注) 増減率については、小数第3位を四捨五入している。

決算額を前年度と比較すると、歳入額は37,472,013,556円(6.53%)の増、歳出額は51,077,034,045円(9.16%)の増であった。

一般会計と後期高齢者医療特別会計を合わせた歳入歳出差引額は 2,245,566,921円で、翌年度に繰り越すべき財源がないため、実質収支も同額となっている。

なお、この中には前年度の繰越額 15,850,587,410円が含まれており、これを差し引いた 単年度収支は  $\triangle 13,605,020,489$ 円となっている。

# (2) 一般会計

# ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

収入 予算現額と収入済 収入済額 収入率 未済 不納 区 分 予算現額 Α 調定額 B 収入済額 C 額との比較 に係る 欠損額 C/A C - A構成比 В-С 分担金及び 1,623,309,000 1,623,308,506 1,623,308,506 △ 494 100.00 74.78 繰越金 360, 898, 000 360, 898, 494 360, 898, 494 0 0 100.00 494 16.63 246, 253 0 諸収入 201,000 246, 253 45, 253 0 122.51 0.01 国庫支出金 184, 590, 000 184, 585, 567 184, 585, 567 0 100.00 8.50 △ 4, 433 繰 入 金 1,857,000 1,637,000 1,637,000 △ 220,000 0 0 88.15 0.08 計 2, 170, 855, 000 2, 170, 675, 820 2, 170, 675, 820 △ 179, 180 0 99.99 100.00

(単位:円・%)

収入済額は、2,170,675,820円であり、前年度の2,409,326,904円に比べ、238,651,084円 (9.91%)の減であった。収入済額が減少した主な理由としては、繰越金が238,372,062円減少したためである。

予算現額( 2,170,855,000円)に対する収入率は 99.99%である。

また、収入未済額及び不納欠損額は 0円である。

<sup>(</sup>注) 収入率及び収入済額に係る構成比については、小数第3位を四捨五入している。

#### イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位:円・%)

区分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A- (B+C)	執行率 B/A	支出済額 に係る 構成比
議会費	1, 474, 000	846, 342	0	627, 658	57. 42	0.04
総務費	2, 154, 493, 000	1, 964, 610, 720	0	189, 882, 280	91. 19	99. 71
予備費	10, 000, 000	0	0	10, 000, 000	0.00	0.00
民生費	4, 888, 000	4, 888, 000	0	0	100.00	0. 25
計	2, 170, 855, 000	1, 970, 345, 062	0	200, 509, 938	90. 76	100.00

<sup>(</sup>注) 執行率及び支出済額に係る構成比については、小数第3位を四捨五入している。

支出済額は、1,970,345,062円であり、前年度の2,048,428,410円に比べ、78,083,348円 (3.81%)の減であった。支出済額が減少した主な理由としては、総務費が72,464,318円減少したためである。

予算現額 (2,170,855,000円) に対する執行率は90.76%であり、翌年度に繰り越すべき額は0円であったため、200,509,938円が不用額となった。

総務費の主な内訳は、電算システム関係費771,928,611円、広域連合事業費負担金 391,189,115円、医療費適正化事業費296,614,503円、高齢者医療管理費179,105,233円、 給付関係事業費167,461,128円であり、これらで総務費の91.94%を占めている。

# (3) 後期高齢者医療特別会計

#### ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

	(1 E 1 1 70)							
区分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	予算現額と収入済額 との比較 C-A	収入未済 額 B-C	不納欠損額	収入率 C/A	収入済 額に係 る 構成比
市町村 支出金	116, 731, 515, 000	117, 432, 059, 642	117, 432, 059, 642	700, 544, 642	0	0	100.60	19. 29
国庫 支出金	161, 011, 399, 000	162, 634, 993, 128	162, 634, 993, 128	1, 623, 594, 128	0	0	101. 01	26. 71
県支出金	45, 080, 010, 000	46, 373, 862, 000	46, 373, 862, 000	1, 293, 852, 000	0	0	102.87	7. 62
支払基金 交付金	263, 560, 206, 000	259, 622, 576, 000	259, 622, 576, 000	△ 3, 937, 630, 000	0	0	98. 51	42.64
特別高額医療費 共同事業交付金	88, 167, 000	103, 926, 679	103, 926, 679	15, 759, 679	0	0	117. 87	0.02
財産収入	4, 845, 000	1, 568, 338	1, 568, 338	△ 3, 276, 662	0	0	32. 37	0.00
繰入金	6, 583, 106, 000	6, 828, 016, 786	6, 828, 016, 786	244, 910, 786	0	0	103. 72	1. 12
繰越金	15, 490, 000, 000	15, 489, 688, 916	15, 489, 688, 916	△ 311,084	0	0	100.00	2. 54
県財政安定化 基金借入金	1,000	0	0	△ 1,000	0	0	0.00	0.00
諸収入	37, 003, 000	341, 733, 636	341, 621, 030	304, 618, 030	112, 606	0	923. 23	0.06
計	608, 586, 252, 000	608, 828, 425, 125	608, 828, 312, 519	242, 060, 519	112, 606	0	100.04	100.00

(単位:円・%)

収入済額は、608,828,312,519円であり、前年度の571,117,647,879円に比べ、37,710,664,640円(6.60%)の増であった。収入済額が増加した主な理由としては、支払基金交付金が15,173,853,000円増加したことや、市町村支出金が9,337,345,479円、県支出金が5,582,059,000円、国庫支出金が794,563,709円増加したためである。

予算現額(608,586,252,000円)に対する収入率は100.04%である。

収入未済額は 112,606円であり、これは雑入(第三者納付金及び返納金等) において発生している。不納欠損額は 0円である。

<sup>(</sup>注) 収入率及び収入済額に係る構成比については、小数第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

#### イ 歳出

計

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

608, 586, 252, 000

				0			
区	分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 С	不 用 額 A- (B+C)	執行率 B/A	支出済額 に係る 構成比
保険絲	合付費	587, 274, 274, 000	586, 122, 197, 892	0	1, 152, 076, 108	99. 80	96. 60
県財政 基金数			531, 500, 000	0	12, 660, 000	97. 67	0. 09
特別高額共同事業			86, 709, 618	0	1, 457, 382	98. 35	0. 01
保健事	事業 費	1, 772, 292, 000	1, 551, 259, 603	0	221, 032, 397	87. 53	0. 26
基金和	責立金	6, 742, 358, 000	6, 383, 982, 486	0	358, 375, 514	94. 68	1. 05
公 債	責 費	37, 000, 000	0	0	37, 000, 000	0.00	0.00
諸支	出金	12, 128, 001, 000	12, 107, 426, 757	0	20, 574, 243	99. 83	2. 00

(単位:円・%)

99.70

100.00

1, 803, 175, 644

606, 783, 076, 356

支出済額は、606,783,076,356円であり、前年度の555,627,958,963円に比べ、51,155,117,393円(9.21%)の増であった。支出済額が増加した主な理由としては、保険給付費が43,748,824,811円増加したことや、諸支出金が7,072,167,139円増加したためである。

予算現額(608,586,252,000円)に対する執行率は99.70%であり、翌年度に繰り越すべき額は0円であったため、1,803,175,644円が不用額となった。

保険給付費の内訳は、療養給付費等(療養給付費、療養費等、高額療養費、高額介護 合算療養費)582,195,655,900円、審査支払手数料1,908,741,992円、葬祭費2,017,800,000円 である。

<sup>(</sup>注) 執行率及び支出済額に係る構成比については、小数第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、 合計等と一致しない場合がある。

# 2 実質収支に関する調書の審査

#### (1) 様式及び計数の審査

審査に付された実質収支に関する調書は、適法に作成されており、記載された金額は 正確であると認められた。

# ア 一般会計

# 実 質 収 支 額

(単位:千円)

歳入歳出差引額	翌年	度に繰り越すべき具	才源 B	実質収支額
(形式収支) A	継 続 費 逓次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	A-B
200, 331	0	0	0	200, 331

#### イ 後期高齢者医療特別会計

# 実 質 収 支 額

(単位:千円)

」 万	<sub>歳入歳出差引額</sub>	翌年	度に繰り越すべき具	オ源 B	<b>小</b> 兔 中华
(形式収支) A	継 続 費 逓次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	実質収支額 A-B	
	2, 045, 237	0	0	0	2, 045, 237

(注) 「歳入歳出差引額(形式収支)」の額は、千円未満の端数を四捨五入した歳入総額と歳出総額の差を記載 している。

#### (2) 繰越しの適否及び繰越財源の確認

予算の繰越しはない。

# 3 財産に関する調書の審査

広域連合事務局において、平成22年度中に公有財産、1,000万円以上の物品及び債権 の取得はなかったため、該当する財産はない。

基金のうち、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金は、後期高齢者医療特定期間内の財政の均衡を図るために設置されたものである。平成22年度末の現在高は1,195,000,000円となっている。

一方、後期高齢者医療制度臨時特例基金は、被扶養者であった被保険者及び所得の低い被保険者の保険料減額、後期高齢者医療制度に関する説明会の開催及び周知広報並びにきめ細やかな相談を実施するための体制整備を行い、制度の円滑な運営を図ることを目的とするものである。平成22年度末の現在高は3,609,241,000円となっている。

# 後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金

区	分	平成21年度末 現在高 A	決算年月	決算年度中増減額 B	
		(H22. 3. 31現在)	積立額	取崩額	(H23. 3. 31現在)
現	金	2 440 007 000		4, 907, 000	1 105 000 000
地	並	3, 449, 907, 000	1, 195, 812, 900	$\triangle 3, 450, 719, 900$	1, 195, 000, 000

# 後期高齢者医療制度臨時特例基金

区	分	平成21年度末 現在高 A (H22.3.31現在)	決算年度中増減額 B		平成22年度末 現在高 A+B
		(H22. 3. 31-兒仕)	積立額	取崩額	(H23. 3. 31現在)
現	金	4, 095, 002, 464		, 761, 464	3, 609, 241, 000
光	並	4, 093, 002, 404	2, 904, 982, 486	△3, 390, 743, 950	

#### 意見

平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計における決算審査の状況については以上のとおりである。

平成22年度決算に係る審査を行った結果、広域連合事務局は所管の事務事業について法令等を遵守し、全体としては適正かつ効率的に処理されていると認められた。

会計別に見てみると、一般会計においては、歳入歳出差引残額が2億円余となった。これは、歳入については市町村からの分担金及び負担金などを予算どおりに収入したが、歳出については、在庫調査や一般競争入札の積極的な活用など事務的経費の効率的な執行に努めた結果、総務費の高齢者医療関係費などが予算額を下回ったことなどにより生じたものである。

後期高齢者医療特別会計においては、歳入歳出差引残額が20億円余となった。これは、同会計の保険料率が、2か年を一つの財政運営期間として算定されている関係で、財政運営期間の1年目である平成22年度には、一定の残額が生じることが予定されていたものであり、平成23年度に繰り越されることになる。

今後、事業の執行に当たっては限りある財源を有効に活用するとともに、より一層の事務の効率化に努め、規律ある財政運営を図られたい。

また、後期高齢者医療制度については、国が廃止の方針を決定し、「高齢者医療制度改革会議」において議論がなされ、昨年12月に新しい高齢者医療制度の「最終とりまとめ」が示され、国会への法案提出が予定されているようであるが、神奈川県後期高齢者医療広域連合としては、市町村との連携を図りながら、現制度の円滑な運営に向けて、より一層の尽力に努められたい。